
地震災害対策編

目 次

地震災害対策編

第1章 総則

第1節 過去に発生した地震災害の特性	1
第2節 被害想定	3

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いむらづくり	11
第2節 情報の収集・連絡体制計画	13
第3節 活動体制計画	13
第4節 広域相互応援計画	13
第5節 救助・救急・医療計画	13
第6節 消防・水防活動計画	13
第7節 要配慮者の安全確保	13
第8節 緊急輸送計画	13
第9節 障害物の処理計画	13
第10節 避難収容活動計画	13
第11節 孤立防止対策	14

第12節	食料品等の備蓄・調達計画	14
第13節	給水計画	14
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画	14
第15節	危険物施設等災害予防計画	14
第16節	ライフライン施設災害予防計画	14
第17節	災害広報計画	14
第18節	土砂災害等の災害予防計画	14
第19節	建築物災害予防計画	15
第20節	道路及び橋梁災害予防計画	16
第21節	河川施設等災害予防計画	16
第22節	農林水産物災害予防計画	16
第23節	積雪期の地震災害予防計画	17
第24節	二次災害の予防計画	19
第25節	防災知識普及計画	19
第26節	防災訓練計画	19
第27節	災害復旧・復興への備え	19
第28節	自主防災組織の育成に関する計画	19
第29節	地区防災計画	19
第30節	ボランティア活動の環境整備	19
第31節	防災対策に関する財政措置計画	19
第32節	災害対策に関する調査研究及び観測	19

第33節 観光地の災害予防計画	19
-----------------	----

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動	20
第2節 非常参集職員の活動	21
第3節 広域相互応援活動	21
第4節 ヘリコプター運用計画	22
第5節 自衛隊災害派遣活動	22
第6節 救助・救急・医療活動	22
第7節 消防・水防活動	22
第8節 要配慮者に対する応急活動	22
第9節 緊急輸送活動	22
第10節 障害物の処理活動	22
第11節 避難収容及び情報提供活動	22
第12節 孤立地域対策活動	23
第13節 食料品等の調達供給活動	23
第14節 飲料水の調達供給活動	23
第15節 生活必需品の調達供給活動	23
第16節 保健衛生・感染症予防活動	23
第17節 遺体の捜索及び処置等の活動	23
第18節 廃棄物の処理活動	23

第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	24
第20節	危険物施設等応急活動	24
第21節	ライフライン施設応急活動	24
第22節	災害広報活動	24
第23節	土砂災害等応急活動	24
第24節	建築物災害応急活動	24
第25節	道路及び橋梁応急活動	24
第26節	河川施設等応急活動	24
第27節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	25
第28節	防災ダム災害応急活動	27
第29節	農林水産物災害応急活動	28
第30節	文教活動	29
第31節	飼養動物の保護対策	31
第32節	ボランティア等の受入体制	31
第33節	義援物資、義援金の受入体制	31
第34節	観光地の災害応急対策	31
第35節	災害救助法の適用	31

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	32
第2節	資金計画	32

第3節 被災者等の生活再建等の支援……………32

第4節 被災中小企業等の復興……………32

地震災害対策編

第1章 総則

第1節 過去に発生した地震災害の特性

第1 内陸性（直下型）の地震

本村における大規模な地震災害の記録はなく、地質学的にも安定地域とされている。しかし、これらは、直下型地震の発生を否定するものではなく、逆に千年あるいは数百年単位で動くと言われる活断層の場合は、そのタイムリミットが近づいているとも言われている。

また、直下型の地震は、地震エネルギー（マグニチュード）が小さくても、震源に近い所では被害が大きくなるため、注意が必要である。

県内各地での発生状況は、次のとおりである。

震央が県内の主な地震と本村付近の地震

発生日	震央東経 北緯	マグニ チュード	主な被害地域	備考
1847. 5. 8 21時 (弘化 4. 3. 24)	138. 2° 36. 7°	7. 4	信濃北部及び 越後西部	善光寺地震
1912. 7. 16 (明治 45)	138. 55° 36. 4°	5. 7	浅間山	
1912. 8. 17 (大正 1)	138. 25° 36. 4°	5. 1	長野県上田町付近	
1918. 11. 11 (大正 7)	137. 88° 36. 45°	6. 1 6. 2	長野県大町付近	大町地震
1941. 7. 15 (昭和 16)	138° 08. 7′ 36° 41. 0′	6. 1	長野市付近	長沼地震
1965. 8. 3~ (昭和 40)			長野市松代町	松代群発地震
1984. 9. 14 (昭和 59)	137° 33. 6′ 35° 49. 3′	6. 8	長野県西部	長野県西部地震
1986. 8. 24 (昭和 61)	138° 19. 6′ 36° 19. 2′	4. 9	長野県東部（上田市 丸子町周辺）	
2004. 10. 23 (平成 16)	138° 36. 5′ 37° 17. 6′	6. 8	新潟県・長野県	2004年新潟県 中越地震
2007. 7. 16 (平成 19)	138° 36. 5′ 37° 33. 4′	6. 8	新潟県・長野県	2004年新潟県 中越沖地震
2011. 3. 12 (平成 23)	138° 6′ 37° 0′	6. 7	長野県・新潟県	県内最大震度 6強（栄村）

2011. 6. 30 (平成 23)	138° 36° 8′	5. 5	長野県中部	県内最大震度 5 強 (松本市)
2012. 7. 11 (平成 24)	138° 4′ 36° 8	5. 0	長野県北部	県内最大震度 5 弱 (中野市・木 島平村)
2014. 11. 22 (平成 26)	137° 5′ 36° 3′	6. 7	長野県北部	県内最大震度 5 強 (長野市・小 谷村・白馬村・信 濃町)
2017. 6. 25 (平成 29)	137° 6′ 35° 9′	5. 7	長野県南部	県内最大震度 5 強 (王滝村、木 曾町)

第2 海洋性の地震

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年）が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている。

この被害想定によれば、南海トラフ巨大地震がひとたび発生すると、静岡県から宮崎県にかけての一部では震度7となる可能性があるほか、それに隣接する周辺の広い地域では震度6強から6弱の強い揺れになると想定され、関東地方から九州地方にかけての太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定される。

南海トラフ地震臨時情報

発表日	発表内容	震源	備考
2024. 8. 8	巨大地震注意	日向灘 マグニチュード7.1	9.6 調査終了
2025. 1. 13	調査中	日向灘 マグニチュード6.9	1.13 調査終了

※南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報。

気象庁において、マグニチュード6.8以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30分後に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報が発表される。

第2節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

長野県地震被害想定報告書（平成27年3月）の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

本節においては、この報告書のうち、本村に関する被害想定結果の概略等を示すものとする。

第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震は、地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

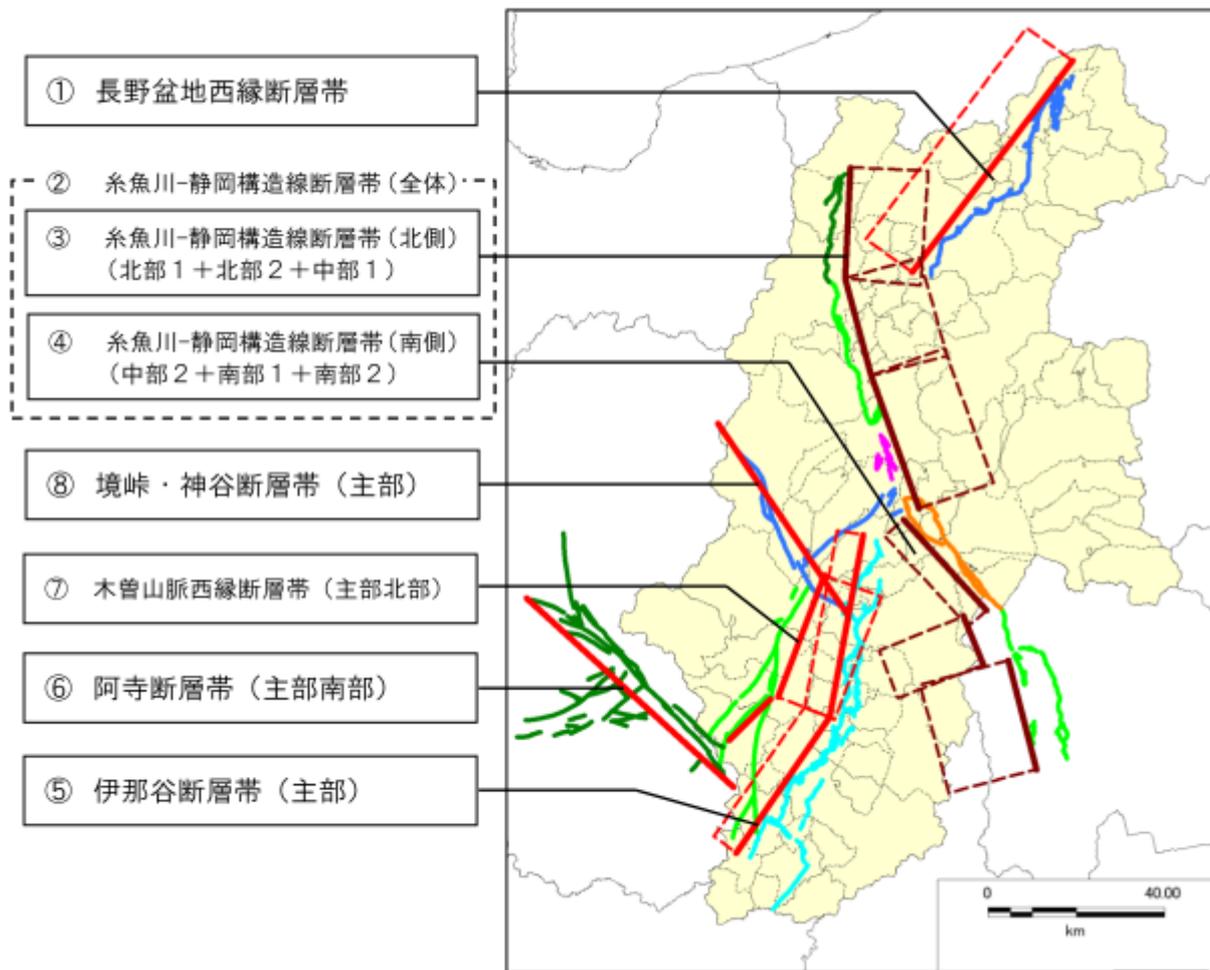
想定地震の諸元

地震名	長さ (km)	マグニチュード		
		Mj	Mw	
長野盆地西縁断層帯の地震 ①	74	7.8	7.1	
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	全体②	150	8.5	7.64
	北側③	84	8.0	7.14
	南側④	66	7.9	7.23
伊那谷断層帯（主部）の地震 ⑤	79	8.0	7.3	
阿寺断層帯（主部南部）の地震 ⑥	60	7.8	7.2	
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 ⑦	40	7.5	6.9	
境峠・神谷断層帯（主部）の地震 ⑧	47	7.6	7.0	
想定東海地震 ⑨	-	8.0	8.0	
南海トラフ巨大地震 ⑩	-	9.0	9.0	

※気象庁マグニチュード（Mj）とモーメントマグニチュード（Mw）について

9.0 断層による内陸の地震は、断層の長さ（推定）から気象庁マグニチュード（Mj）を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード（Mw）を求めている。

想定地震(活断層)の位置



第3 当村の被害の概要

1 当村の地震別予想最大震度

地震名	最大震度
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース2)	7
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	5強
伊那谷断層帯の地震	4
阿寺断層帯の地震	3
木曾山脈西縁断層帯の地震	4
境峠・神谷断層帯	4
想定東海地震	5弱
南海トラフ巨大地震	5弱

2 被害想定結果（最大被害）

木島平村において最も大きい被害が想定されるのは、「長野盆地西縁断層帯の地震（ケース2）」【当村の予想最大震度7】である。しかし、当調査報告においては、県全体で最も被害が大きい「長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3）」【当村の予想最大震度6強】を被害想定モデルとしているため、ケース2において数値化されるのは、建物被害の液状化及び揺れによる値のみである。

(1) 建物被害（棟）【冬18時、強風時】

被害想定 地震名	液状化		揺れ		断層 変位	土砂災害		火災	合計	
	全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊	半壊
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)	20	80	140	540	80	*	10	0	160	630
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース2)(※)	20	80	750	1,110	—	—	—	—	—	—
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震 (全体)	0	0	0	*	0	0	0	0	0	*
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震 (北側)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震 (南側)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層帯（主部）の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯（主部南部）の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
想定東海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

*：わずか

注：数字は集計結果を四捨五入して示しているため、表中の数字の合計が合わない場合がある。
「断層変位」による全壊棟数は、「揺れ」による全壊棟数の内数。

(2) 人的被害（人）【冬深夜、強風時】

括弧（）は観光客を考慮した場合と観光客なしとした場合の人数の差を示す。屋内収容物による死傷者数は、建物倒壊による死傷者数の内数。

ア 死者数（*：わずか）

被害想定 地震名	死者数											
	建物被害		(うち)屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀等		合計	
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)	10	(0)	*	(*)	*	(*)	0	(0)	*	(0)	10	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (全体)	*	(*)	*	(*)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	*	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (北側)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (南側)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
伊那谷断層帯(主部)の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
阿寺断層帯(主部南部)の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
想定東海地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
------------------	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	-----

イ 負傷者数

被害想定 地震名	負傷者数											
	建物被害		(うち)屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀等		合計	
長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3）	160	(40)	10	(*)	*	(*)	0	(0)	*	(*)	160	(40)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（全体）	10	(10)	10	(10)	0	(0)	0	(0)	*	(0)	10	(10)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（北側）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震（南側）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
伊那谷断層帯（主部）の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
阿寺断層帯（主部南部）の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
想定東海地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

ウ 重傷者数

被害想定 地震名	死者数											
	建物被害		(うち)屋内収容物		土砂災害		火災		ブロック塀等		合計	
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)	70	(*)	*	(*)	*	(*)	0	(0)	*	(*)	70	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (全体)	*	(*)	*	(*)	0	(0)	0	(0)	*	(0)	*	(*)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (北側)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (南側)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
伊那谷断層帯 (主部)の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
阿寺断層帯 (主部南部)の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
想定東海地震	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)

エ 自力脱出困難者

地震名	自力脱出困難者数	
長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	10	(10)
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震	0	(0)
伊那谷断層帯の地震	0	(0)

阿寺断層帯の地震	0	(0)
木曾山脈西縁断層帯の地震	0	(0)
境峠・神谷断層帯	0	(0)
想定東海地震	0	(0)
南海トラフ巨大地震	0	(0)

(3) 避難者（人）【冬 18 時、強風時】

地震名	被災 1 日後			被災 2 日後			被災 1 週間後			被災 1 ヶ月後		
	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外	合計	避難所	避難所外
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース 3)	240	140	100	840	420	420	600	300	300	450	130	310
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (全体)	*	*	*	10	10	10	*	*	*	*	*	*
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (北側)	0	0	0	*	*	*	0	0	0	0	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (南側)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊那谷断層帯 (主部) の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿寺断層帯 (主部南部) の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木曾山脈西縁断層帯 (主部北部) の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯 (主部) の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
想定東海地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 避難所避難者における要配慮者数（人）【冬18時、強風時】

地震名	被災 1日後	被災 2日後	被災 1週間後	被災 1ヵ月後
長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)	30	80	60	30
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (全体)	*	*	*	*
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (北側)	0	*	0	0
糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 (南側)	0	0	0	0
伊那谷断層帯（主部）の地震	0	0	0	0
阿寺断層帯（主部南部）の地震	0	0	0	0
木曾山脈西縁断層帯（主部北部） の地震	0	0	0	0
境峠・神谷断層帯（主部）の地震	0	0	0	0
想定東海地震	0	0	0	0
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	0	0	0	0

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いむらづくり

村内における構造物・施設等について、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いむらづくりを行うものとする。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第1 地震に強い村づくり

- 1 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- 2 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- 3 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの土地の保全機能の維持増進を図るとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- 4 地域の特性を踏まえ、第1章第2節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進するものとする。
- 5 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第2 地震に強いむらづくり

- 1 地震に強い村構造の形成
 - (1) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。
 - (2) 幹線道路、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い構造の形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
 - (3) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化するものとする。
- 2 建築物等の安全化
 - (1) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、計画的かつ効果的な実施に努める。
 - (2) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
 - (3) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。

- (4) 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。
- 3 ライフライン施設等の機能の確保
- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障をきたすとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- (2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じる。
- 4 地質、地盤の安全確保
- 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
- 5 危険物施設等の安全確保
- 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。
- 6 災害応急対策等への備え
- (1) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。
- (2) 避難場所、避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- (3) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- (4) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

→風水害対策編第2章第3節「情報の収集・連絡体制計画」参照

第3節 活動体制計画

→風水害対策編第2章第4節「活動体制計画」参照

第4節 広域相互応援計画

→風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」参照

第5節 救助・救急・医療計画

→風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」参照

第6節 消防・水防活動計画

→風水害対策編第2章第7節「消防・水防活動計画」参照

第7節 要配慮者の安全確保

→風水害対策編第2章第8節「要配慮者の安全確保」参照
(※ただし、浸水被害等、風水害による被害については除外して参照)

第8節 緊急輸送計画

→風水害対策編第2章第9節「緊急輸送計画」参照

第9節 障害物の処理計画

→風水害対策編第2章第10節「障害物の処理計画」参照

第10節 避難収容活動計画

→風水害対策編第2章第11節「避難収容活動計画」参照

第11節 孤立防止対策

→風水害対策編第2章第12節「孤立防止対策」参照

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

→風水害対策編第2章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」参照

第13節 給水計画

→風水害対策編第2章第14節「給水計画」参照

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

→風水害対策編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」参照

第15節 危険物施設等災害予防計画

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第16節「危険物施設等災害予防計画」のとおりとする。

第16節 ライフライン施設災害予防計画

→風水害対策編第2章第17節「ライフライン施設災害予防計画」参照

第17節 災害広報計画

→風水害対策編第2章第18節「災害広報計画」参照

第18節 土砂災害等の災害予防計画

→風水害対策編第2章第19節「土砂災害等の災害予防計画」参照

第19節 建築物災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第1 公共建築物

- 1 村有施設の耐震改修の実施
耐震改修の必要な村有施設については、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 防火管理者の設置
病院、学校等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を配置し火災に備える。
- 3 緊急地震速報の活用
村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

第2 一般建築物

- 1 昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。
- 2 建築物の所有者は、必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。
- 3 地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、それらの制度の普及促進に努める。

第3 落下物・ブロック塀等

- 1 村が実施する事項
屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及、啓発を図るための広報活動を行う。
- 2 住民が実施する事項
外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

第4 文化財

- 1 村が実施する事項
各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。
 - (1) 所有者または管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。
 - (2) 防災施設の設置促進を行う。
- 2 所有者が実施する事項
防災管理体制及び防災施設の整備をするとともに、災害予防に努める。

第20節 道路及び橋梁災害予防計画

震災で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、震災に強い道路及び橋梁づくりを行い、震災に対する安全性の確保を図る。

被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

具体的な対策については、風水害対策編第2章第21節「道路及び橋梁災害予防計画」のとおりとする。

第21節 河川施設等災害予防計画

→風水害対策編第2章第22節「河川施設等災害予防計画」参照

第22節 農林水産物災害予防計画

→風水害対策編第2章第26節「農林水産物災害予防計画」参照

第23節 積雪期の地震災害予防計画

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、村、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いむらづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第1 道路交通の確保

1 村が実施する計画

- (1) 村は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。
- (2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

2 自主防災組織・住民が実施する計画

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

第2 航空輸送の確保

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進すると共に、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除・圧雪体制を整備する。

第3 雪害予防計画

村内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

第4 消防活動の確保

- 1 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。
- 2 背の低い旧型消火栓の計画的な更新を推進する。

第6 指定緊急避難場所及び避難路の確保

- 1 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備を図る。
- 2 地域の人口及び地形、雪崩等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。
- 3 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

第7 寒冷対策の推進

- 1 避難所等における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ等）の備蓄に努める。
- 2 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- 3 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第24節 二次災害の予防計画

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日頃からの対策及び活動が必要である。

第1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

1 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から村民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した被災建築物応急危険度判定士の受入体制を整備する。

2 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

第2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

- 1 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- 2 立入検査の実施等指導の強化
- 3 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- 4 自衛消防組織の強化についての指導
- 5 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

第3 河川施設の二次災害予防対策

- 1 河川管理施設の耐震性の向上を図る。
- 2 危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を常時把握しておくよう努める。

第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。

第25節 防災知識普及計画

→ 風水害対策編第2章第25節「防災知識普及計画」参照

第26節 防災訓練計画

→ 風水害対策編第2章第26節「防災訓練計画」参照

第27節 災害復旧・復興への備え

→ 風水害対策編第2章第27節「災害復旧・復興への備え」参照

第28節 自主防災組織の育成に関する計画

→ 風水害対策編第2章第28節「自主防災組織等の育成に関する計画」参照

第29節 地区防災計画

→ 風水害対策編第2章第29節「地区防災計画」参照

第30節 ボランティア活動の環境整備

→ 風水害対策編第2章第30節「ボランティア活動の環境整備」参照

第31節 防災対策に関する財政措置計画

→ 風水害対策編第2章第31節「防災対策に関する財政措置計画」参照

第32節 災害対策に関する調査研究及び観測

→ 風水害対策編第2章第32節「災害対策に関する調査研究及び観測」参照

第33節 観光地の災害予防計画

→ 風水害対策編第2章第33節「観光地の災害予防計画」参照

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

地震が発生し、緊急地震速報の伝達を受けた場合は、村は直ちに村民等への伝達に努める。

地震災害が発生した場合、村及び各防災関係機関はただちに震災時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」のとおりとする。

ただし、気象庁及び長野地方気象台が地震発生後に発表する地震に関する情報は次のとおりである。

1 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推測し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

村は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により村民へ伝達を行うものとする。

(1) 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

(2) 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

2 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。

3 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

4 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上の地震を観測した場合、津波警報・注意報または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）の発表の場合のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

5 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上の観測した地震の回数等を発表。

6 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度 1 以上を観測した場合に発表する情報。

震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

7 地震情報（推計震度分布図）

震度 5 弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。

8 長周期地震動に関する観測情報

震度 3 以上を観測した場合に発表する情報。

高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

第 2 節 非常参集職員の活動

村は、村の地域に地震が発生した場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び村民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

具体的な対策については、風水害対策編第 3 章第 3 節「非常参集職員の活動」のとおりとする。

第 3 節 広域相互応援活動

地震災害発生時において、その規模及び被害状況等から村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合は、法令及び応援協定に基づき、関係機関の協力を得て迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、村が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。また、他市町村が被災し、村が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

具体的な対策については、風水害対策編第 3 章第 4 節「広域相互応援活動」のとおりとする。

第4節 ヘリコプター運用計画

→ 風水害対策編第3章第5節「ヘリコプター運用計画」参照

第5節 自衛隊災害派遣活動

→ 風水害対策編第3章第6節「自衛隊災害派遣活動」参照

第6節 救助・救急・医療活動

→ 風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」参照

第7節 消防・水防活動

→ 風水害対策編第3章第8節「消防・水防活動」参照

第8節 要配慮者に対する応急活動

→ 風水害対策編第3章第9節「要配慮者に対する応急活動」参照

第9節 緊急輸送活動

→ 風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」参照

第10節 障害物の処理活動

→ 風水害対策編第3章第11節「障害物の処理活動」参照

第11節 避難収容及び情報提供活動

地震時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な避難収容活動を行う。その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

具体的な対策については、風水害対策編第3章第12節「避難収容及び情報提供活動」のとおりとする。

第 1 2 節 孤立地域対策活動

地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

村は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たる。

具体的な対策については、風水害対策編第 3 章第 1 3 節「孤立地域対策活動」のとおりとする。

第 1 3 節 食料品等の調達供給活動

→ 風水害対策編第 3 章第 1 4 節「食料品等の調達供給活動」参照

第 1 4 節 飲料水の調達供給活動

→ 風水害対策編第 3 章第 1 5 節「飲料水の調達供給活動」参照

第 1 5 節 生活必需品の調達供給活動

→ 風水害対策編第 3 章第 1 6 節「生活必需品の調達供給活動」参照

第 1 6 節 保健衛生、感染予防活動

→ 風水害対策編第 3 章第 1 7 節「保健衛生、感染症予防活動」参照

第 1 7 節 遺体の捜査及び処置等の活動

→ 風水害対策編第 3 章第 1 8 節「遺体の捜査及び処置等の活動」参照

第 1 8 節 廃棄物の処理活動

→ 風水害対策編第 3 章第 1 9 節「廃棄物の処理活動」参照

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

→ 風水害対策編第3章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」参照

第20節 危険物施設応急活動

→ 風水害対策編第3章第21節「危険物施設応急活動」参照

第21節 ライフライン施設応急活動

→ 風水害対策編第3章第22節「ライフライン施設応急活動」参照

第22節 災害広報活動

→ 風水害対策編第3章第23節「災害広報活動」参照

第23節 土砂災害等応急活動

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

具体的な対策については風水害編第3章第24節「土砂災害等応急活動」参照

第24節 建築物災害応急活動

→ 風水害対策編第3章第25節「建築物災害応急活動」参照

第25節 道路及び橋梁応急活動

→ 風水害対策編第3章第26節「道路及び橋梁応急活動」参照

第26節 河川施設等応急活動

→ 風水害対策編第3章第27節「河川施設等応急活動」参照

第27節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

地震発生後に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第1 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物関係]

被災した建築物について余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる。

(2) 実施計画

[建築物関係]

ア 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

(ア) 応急危険度判定士の派遣要請

(イ) 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定

(ウ) 村内の被災地域への派遣手段の確保

(エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとるものとする。

[道路及び橋梁関係]

道路及び橋梁の被害状況について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物施設関係]

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動を行う。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。

(2) 実施計画

[危険物施設関係]

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時使用停止等を命じるものとする。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

[毒物劇物関係]

ア 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

イ 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者・井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、必要に応じて応急活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

イ 巡視の結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

ウ 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

オ 必要に応じて水防活動を実施するものとする。

4 山腹・斜面及び溪流に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

点検結果の情報に基づき、避難情報の発令等の必要な措置をとるものとする。

第28節 防災ダム災害応急活動

地震の発生により防災ダムが決壊した場合、又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について情報を入手し、実態を的確に把握するとともに、被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第1 活動の内容

1 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、速やかに、地震後の防災ダム点検マニュアルに基づき緊急点検をする。防災ダムが決壊した場合、又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

- (1) 地震発生後の緊急点検の結果及び被害の状況に応じて、人命を守るため、防災ダム下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- (2) 被害が生じた場合の状況は、速やかに県関係機関へ報告するものとする。
- (3) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。

第29節 農林水産物災害応急活動

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第1 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた農地・果樹等に関する技術指導は、村及び農業団体等が協力して行う。

また、病害虫、伝染性疾病の発生・まん延防止の徹底に努めるとともに被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 北信農業農村支援センター、ながの農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地域振興局に報告するものとする。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

第30節 文教活動

学校及び保育園は、多くの児童生徒及び園児（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び発生後における速やかな教育（保育）の確保が必要である。

このため、村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒に対する教科書の供与等の措置を行う。

具体的な対策については、風水害対策編第3章第30節「文教活動」とおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、児童生徒等に対する避難誘導については、次のとおりとする。

第1 児童生徒に対する避難誘導等

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

1 第一次避難場所への避難誘導

- (1) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- (2) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

2 第二次避難場所への避難誘導

- (1) 第一次避難場所が危険になった場合は、村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。
- (2) 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- (3) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という。）、村及び関係機関に報告又は連絡する。

3 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (1) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。
- (2) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。
- (3) 災害の状況及び児童生徒等の状況により、帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

第2 保育児童に対する避難誘導等

園長は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、保育児童の心理的動揺を防いで安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び次の事項に留意し、適切な避難誘導措置をとる。

1 第一次避難場所への避難誘導

- (1) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童を整然と速やかに、園

庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

- (2) すべての児童の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童がいる場合は、捜索・救出に当たる。
- 2 第二次避難場所への避難誘導
 - (1) 第一次避難場所が危険になった場合は、村長の指定する避難場所等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童を誘導する。
 - (2) 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、保育園に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。
- 3 避難勧告
避難場所に到着次第、速やかに児童の避難状況を把握し、所在不明の児童がいる場合は捜索・救出に当たるとともに、避難状況を村及び関係機関に報告又は連絡する。
- 4 児童の帰宅、引渡し、保護
 - (1) 児童を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童の安全を配慮し、帰宅の方法を決定する。
 - (2) 災害の状況によっては、職員が引率するか、保護者に直接引き渡すなどの措置をとる。
 - (3) 災害の状況及び児童の状況により、帰宅させることが困難な場合は、保育園又は避難所において保護する。
- 5 災害後の保育事業の再開等
 - (1) 災害により保育園施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を村に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施するなど安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。
 - (2) 災害により保育士が不足する場合は、村内での調整及び近隣市町村への派遣要請により確保する。
 - (3) 村は、必要に応じて、被災した児童について保育料の減免措置を講ずる。

第31節 飼養動物の保護対策

→ 風水害対策編第3章第31節「飼養動物の保護対策」を参照

第32節 ボランティア等の受入体制

→ 風水害対策編第3章第32節「ボランティア等の受け入れ態勢」を参照

第33節 義援物資、義援金の受入体制

→ 風水害対策編第3章第33節「義援物資、義援金の受入体制」を参照

第34節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編第3章第34節「観光地の災害応急対策」を参照

第35節 災害救助法の適用

→ 風水害対策編第3章第35節「災害救助法の適用」を参照

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

→ 風水害対策編第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を参照

第2節 資金計画

→ 風水害対策編第4章第2節「資金計画」を参照

第3節 被災者等の生活再建等の支援

→ 風水害対策編第4章第3節「被災者等の生活再建等の支援」を参照

第4節 被災中小企業等の復興

→ 風水害対策編第4章第4節「被災中小企業等の復興」を参照